Ē	果 題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績		
					施、各局の予算編成過程(市長ヒアリン グ資料)の公開(18年12月)		
					(19 年度予算編成で実施)		
					・各局の予算編成過程(市長ヒアリング資		
					料)の公表(20年1月)、正副議長・運		
					営理事並びに各会派への提供資料の公		
					開(20年1月)(20年度予算編成から実		
					施) ・重点予算枠について、17 年度成果を公		
					表		
					・予算編成方針と合わせて、重点予算の内		
					容や額の設定を公表(18年9月)		
					・当初予算プレス資料と合わせて、「重点		
					的に取組む主な施策」を公表(20 年 2 月)		
					グライン		
2	審議会や第三	①審議会や第三者委員会のあり方	なもの、機能していない委員会は廃止	針」の改正などの取組により、審議会等	を改正(18年4月)		
	者委員会のあ	の見直しと情報公開		数の見直しや審議内容公開の徹底を図	・指針の遵守状況に関する調査を半年毎に		
	り方の見直し		(2)第三者委員会を中心に、活性化の方法を具	ることができた。	実施 (18年4月~)		
			体的に検討	審議会等設置数の見直し	・審議会等の運営状況及び各局における指針の達成状況を公表(21年1月~)		
			 (3)審議内容の迅速かつ全面的情報公開	番職会等設置数の先置し 18 年 4 月:197 審議会	が建成状況を公衣(21 午 1 月~)		
			(C) BIMITO COLOR - LIBRATINI MAIN	22 年 10 月:143 審議会(▲54 見直し)			
			(4)同一委員による兼務は3つまでとする。ま				
			た、同一委員会での在任期間を4年以内と				
			する等のルールを確立				
V	健全な労使関係の構築						
			(1)組合との関係について実態を明らかにす	実態調査の実施、交渉等に関するガイ	・労使関係に関する実態調査の実施		
1	組合との関係	①組合との関係の明確化	るための調査を実施	ドラインの策定など組合との協議事項	全職員に対するアンケート調査		
	の見直し		(の) 物業市西は数数労働を供のカマセフェリ	のルールを確立した。	(18年3月)など ウェススング (18年3月)など		
			(2)協議事項は勤務労働条件のみであること を当然の前提とする。今後は協議事項の具	また、「ながら条例」(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例)	・職員団体及び労働組合との交渉等に関するガイドラインの策定(18年6月)		
			本 当然の前旋とする。 するは 励成事項の共 体化、協議の当事者・協議の場など協議ル	の適正な運用を行い、関係規則の廃止を	- 「ながら条例」に基づき行った交渉につ		
			ールを確立する。また、ルールを守らない	行うとともに、その運用状況について毎	いて、その職務免除の回数などを公開		
			職員は処分する。	年度、公表を実施することで、健全な労	(18年8月~)		

課題	具体的取組	取組目標	5年間の取組成果	主な実績
		(3) 組合との意見交換のルールを明確にして 意見交換	使関係の構築の推進を図ることができ た。	・適法な交渉の範囲を定める規則の廃止 (20年4月)
2 市民からの 頼の獲得	(①組合との交渉・協議結果の情報 公開の徹底	(1)組合との交渉のプロセスやスケジュール、 交渉結果を定期的な記者会見の場等で、総 務局長等が報告する。また、交渉結果は交 渉後原則として3日以内にホームページで 公開する (2)全局長と区長は各職場における組合との 協議事項や組合活動と業務の関係につい て、17年度中に調査し、市民に対して自ら 説明する	組合との交渉内容等については 18 年 3 月以降、本市ホームページで公表を行っている。さらに 20 年 10 月からは交渉状況の公開を拡充し、従来からの市労連交渉に加え、単組本部との交渉をプレス公開するなど、組合との交渉・協議結果の情報公開の推進に取り組むことができた。	・職員団体及び労働組合との交渉内容の公表について基準を策定し、交渉について市ホームページで公開を実施(18年3月)(20年10月改訂)・労働組合との交渉内容等をホームページで公開(18年3月以降、局・区役所で順次実施)